

令和5年度 第1回
逗子市国民健康保険運営協議会

令和5年5月10日

逗子市福祉部国保健康課

令和5年度 第1回逗子市国民健康保険運営協議会

日時 令和5年5月10日（水）

14:00～15:00

場所 逗子市役所5階 第4会議室

出席者

出席者

小清水 時子 委員 山上 篤志 委員 池上 晃子 委員

松澤 修司 委員 大久保 久美子 委員 宮城 高次 委員

欠席者

坂口 敏子 委員

事務局

廣末福祉部次長兼国保健康課長 沼田保険年金係長

折野主事

傍聴者

なし

1 議 題

- (1) 会長の選出について
- (2) 令和5年度逗子市国民健康保険料率（案）について
- (3) その他

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日はご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本協議会の会長でございました鎌倉保健福祉事務所長の濱委員につきましては、人事異動に伴い委員を辞職されましたので、本日会長のご選出をいただき、議事進行をお願いするまでの間、事務局であります私、逗子市の福祉部次長兼国民健康保険課長の廣末のほうで議事進行を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は全7名の委員のうち6名の委員にご出席をいただいております。逗子市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定におけます委員定数の2分の1以上の出席という開催条件を満たしていますことから、本会議が成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

次に、この4月1日付で福祉部長の人事異動がございました。新しい福祉部長、石井と申しますけれども、本日、他の公務のため欠席ということになっております。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、大変恐縮ですが、ここからは着座のまま進めさせていただきます。

事前に送付いたしました本日の会議資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りした資料、本日お持ちでない委員はいらっしゃいませんか。大丈夫ですか。それでは、確認をさせていただきます。

まず最初が本日の会議次第でございます。

次が、議題2、令和5年度逗子市国民健康保険料率(案)についてでございます。

その次が資料1、国民健康保険料率等についてでございます。

続いて、資料2、令和5年度国民健康保険事業特別会計当初予算表の歳出でございます。

その次が資料の3、同じく当初予算表の歳入の資料でございます。

そして、参考といたしまして、国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧と本協議会の委員名簿を送付してございます。

資料につきましては以上となりますが、過不足ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今年度、今回が初めての会議となります。新たに委員となられた委員もいらっしゃいますので、事務局から委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、被保険者代表といたしまして小清水委員でございます。

(小清水委員) 小清水です。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 同じく被保険者代表の山上委員でございます。

(山上委員) 山上です。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 次に、保険医代表といたしまして、逗葉医師会からご推薦の池上委員でございます。

(池上委員) 池上です。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 同じく保険医代表で、逗葉歯科医師会からご推薦いただきました松澤委員でございます。

(松澤委員) 松澤です。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 次に、公益代表の委員でございますが、神奈川県からご推薦いただきました鎌倉保健福祉事務所長の久保委員でございます。

(久保委員) 久保です。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 次に、被用者保険等保険者代表といたしまして、神奈川県被用者保険等保険者連絡協議会からご推薦いただきました宮城委員でございます。

(宮城委員) 協会けんぽの宮城でございます。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) なお、公益代表で逗子市民生委員児童委員協議会からご推薦いただきました坂口委員におかれましては、所用により本日欠席の連絡が入っております旨報告させていただきます。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

国保健康課保険年金係長の沼田でございます。

(沼田保険年金係長) 沼田でございます。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 同じく保険年金係、折野主事でございます。

(折野主事) 折野と申します。よろしくお願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) また、現在のところ傍聴の希望者はございません。

途中、希望者がいらっしゃいましたら随時入室していただくということになりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、議題のほうに入らせていただきます。

議題の(1)会長の選出につきましてお諮りいたします。

本協議会の会長でいらっしゃいました鎌倉保健福祉事務所長の濱委員につきましては委員を辞職されましたので、新たに会長の選出をしていただきます。会長につきましては、運営協議会規則第2条第2項の規定により、公益を代表する委員のうちから選出することとなっております。

ます。

公益代表の委員につきましては、神奈川県から推薦の大久保委員、逗子市民生委員児童委員協議会から推薦された坂口委員が選出されております。選出につきましては、いかがいたしましょうか。

(松澤委員) はい。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 松澤委員。

(松澤委員) 従来から鎌倉保健福祉事務所の所長が会長になっていますので、大久保委員を会長に推薦したいと思います。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) ただいま大久保委員を会長に推薦というご意見がございました。それでは、会長に大久保委員をお願いしたいと思います。副会長につきましては、引き続き逗子市民生委員児童委員協議会の坂口委員で、継続という形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、会長に大久保委員、副会長に坂口委員が選出されました。どうぞよろしく願いいたします。

つきましては、これより先の議事につきまして、会長に選出されました大久保会長に進行のほうをお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、お席の移動を、会長席のほうをお願いいたします。

(大久保会長) 皆様どうぞよろしく願いいたします。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) それでは、進行をお願いいたします。

(大久保会長) それでは、規則の定めるところにより、議長として議事を進行してまいります。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、議題に入らせていただく前に、運営協議会規則第5条第2項の規定によります本日の会議録署名委員につきましては、小清水委員と宮城委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、これより議題に移ります。

議題(2) 令和5年度逗子市国民健康保険料率(案)について、事務局の説明を求めます。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) それでは、議題の(2)につきまして事務局から説明させていただきます。

別紙の議題(2)をご覧くださいませでしょうか。

令和5年度の国民健康保険料率の案につきまして、所得割の率、均等割の率及び平等割の率

につきましては、資料の表のとおりでございます。

詳細につきましては、別紙の資料の1のほうで説明をさせていただきます。ご覧いただけますでしょうか。

こちらは、令和4年度と今年度の保険料率案の比較の表になってございます。所得割の率の合計といたしまして、令和4年度と比べまして0.4ポイント減で9.95%の率となっております。

均等割額の合計といたしましては、令和4年度と比べまして5,400円増の4万5,300円となっております。

平等割の合計といたしまして、令和4年度と比べ3,400円増の3万2,900円となっております。

この右のほうに参考という部分にあります賦課限度額につきましては、政令の規定となりますが、医療分につきましては令和4年度と変更がなく65万円、支援金分は2万円増の22万円、介護分は変更がなく17万円となります。合計額といたしましては、令和4年度から2万円増の104万円となります。

次に、資料1の2の国民健康保険健康保険事業の財源についてでございます。

歳入・歳出の見込額となります。令和5年度歳入・歳出予算につきましては資料の2、資料の3のとおりとなります。こちらにつきましては、全体で歳入歳出予算額が67億1,580万円となっております。金額等につきましては、今年2月に開催をいたしました令和4年度第3回の当運営協議会でお示しした予算の時点から変わってございません。

続きまして、3番、賦課総額（保険料）の内訳、配分割合についてですが、令和4年度と変更なく、所得割、1人当たりの均等割、1世帯当たりの平等割の割合につきましては、条例に定めるとおり55対30対15となっております。

続きまして、4番、保険料率算定に係る基礎数値等につきましては、被保険者の人数、世帯数の推移を載せております。こちらは各年度の2月末時点の数字を取っております。こちらにつきましては、ご覧いただいておりますとおり被保険者数、世帯数ともに減少している状況でございます。こちらにつきましては、特に逗子市の場合、後期高齢者医療制度が施行されて以来、減少傾向にあります。これは、後期高齢者医療制度に移っていくという方たちが増えているという状況もあって、国民健康保険の被保険者数については毎年減少傾向にあるという状況でございます。

最後、5番の保険料率の決定、告示につきましてはでございますが、保険料率等につきましては、当協議会の本日の審議を経て決定し、告示することとしております。

議題2の説明につきましては、以上でございます。

(大久保会長) ありがとうございます。

それでは、ご質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ご質疑がなければ、議題(2)令和5年度逗子市国民健康保険料率(案)については、皆様のご了承を得られたものといたします。

次に、議題(3)のその他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) それでは、事務局のほうからその他の議題といたしまして、新型コロナウイルスに关します国民健康保険料の減免等の状況の報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に关しまして、保険料の減免及び傷病手当金の支給というのを令和2年度から実施しているところでございます。その状況につきましては、令和4年度における保険料の減免につきましては、件数が合計で16件、金額的には減免金額総額で210万円の減免を行ったところでございます。この減免した金額につきましては、全額を神奈川県の特例調整交付金というもので補填がなされます。

この減免制度につきましては、令和4年度をもちまして終了をいたしました。

ちなみに、令和2年度におきましては減免の件数が261件、減免の金額的には約4,600万円、令和3年度につきましては件数が57件、金額が約750万円の減免金額となっております。

続きまして、傷病手当金の支給の状況につきましてでございます。

令和4年度におけます傷病手当金の支給につきましては、支給件数が12件、支給額の計が約43万円。こちらにつきましては、減免と同様に、令和4年度につきまして全額を県からの特例調整交付金におきまして補填がなされております。

また、傷病手当金の支給につきましては、今年度、令和5年度も実施をいたします。

こちらも参考といたしまして、令和2年度の件数としては2件、金額としては約6万8,000円の傷病手当金の支給、令和3年度につきましては4件で約20万円の支給となっております。

保険料の減免等の状況の報告については以上でございます。

あと、もう一件その他といたしまして、今回第1回目終了した後に、次回の開催についての日程なのですが、次回、第2回につきましては、8月のお盆前に開催をさせていただければというふうに思っております。今、会議室の予定もございまして、8月1日火曜日か8月2日水曜日、もしくは8月7日月曜日のいずれかの日の、時間につきましては本日と同じ午後

2時からの開催を考えてございます。また近くになりましたら、改めて正式に日程の調整のご連絡はさせていただきますが、できればこの3日の中で調整が行えればと思ひまして、早めにお伝えをさせていただきました。現時点でスケジュールの押さえが可能でございましたら、どうかよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

(大久保会長) ただいまのコロナ減免等の状況と、次回の開催のことについてご説明ありましたが、ご質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

では、ご質疑がなければ、以上で本日の。

お願ひいたします。池上委員。

(池上委員) 本当は議題の中で質問すればよかったのですが、資料3の第5款繰入金で、一般会計繰入金というのが、5億3,000万でした。これは令和4年度も令和5年度もほとんど変わりがないのですが、それよりもっと遡って一般会計からの繰入金というのは減っているのですか、増えているのですか。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 一般会計からの繰入金全体としては、減少する年と増える年とありまして、まちまちでございます。実はこれは、一般会計繰入金の1から5まで、1の保険基盤安定繰入金から5番の財政安定化支援事業繰入金、これは法定で定められた繰入金の種類になってございます。この支払いと申しますか、負担の割合も、これも国が2分の1、神奈川県と逗子市が4分の1という、負担の割合も決まって繰入れをしているものなので、こちらがコントロールできないものなのですね。

逗子市のほうで一般会計の繰入金が過去から議論になっている状況があったもの、これが6番のその他一般会計繰入金というものでございまして、こちらは法定外、一般的に繰り入れなくてもいいもので、多く言われているのが、要は保険料で賄えないいわゆる財政赤字分、国民健康保険事業の赤字分をこの一般会計からの法定外繰入金、その他一般会計繰入金で賄っている状況が各自治体にあるというところで、ここにつきましては、国からの削減の計画の策定も求められておりまして、逗子市におきましても平成25年度のピークでは6億2,000万円ほどのその他一般会計繰入金があったということがあります。直近でも平成29年度まで3億6,000万円ほどということがありまして、それを順次削減をしております。

現状、1億8,000万程度になったところから、2,000万円ずつ減額をしていって、これ、ゼロにするというわけではなくて、法定外繰入金ですけれども、赤字補填ではないと認められる経費の繰入金がございます。それが保健事業に充てる繰入金という法定外繰入金と、減免等に使

用する法定外繰入金、国民健康保険の運営基金に積立てをするお金というのが認められているものなので、おおむね逗子市だと8,000万ぐらい。それを除いた8,000万まで減らしていくというのが、逗子市における目標になってございまして、今、ご覧のとおり令和4年度1億6,400万から令和5年度1億4,400万というところで、減少をさせております。これを8,000万程度まで減らしていくというような予算上の計画になってございます。

(池上委員) ありがとうございます。

(大久保会長) よろしいでしょうか。

(池上委員) はい。

もう一つ、今日の議題とは関係ないのですが、特定健診、今年度から無料になりましたね、受診負担額が。それは非常に喜ばしいことなのですが、この特定健診の費用の中に保健指導費というのが入っていますね。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい。

(池上委員) どのぐらい指導件数あるのですかね、特定健診を受けている人の中で。

すぐは分からないかもしれないけれども。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 本市の場合、令和3年度での特定保健指導率が約27%。これが対象者の方に対する指導がちゃんと完了したという割合なのですね。ごめんなさい、今、細かい資料を持っていないのでうろ覚えで申し訳ないのですが、対象者の方につきましては160名程度だったというふうに認識しております。その方たちに対する声かけは全部するのですけれども、最後までそういう解説してというところでは27%ぐらいなので50名弱ですか、程度ですね。

こちらも対象者の方への指導率を上げていくということも併せて行って、努めているところでございます。

(池上委員) なぜこういう質問をしたかといいますと、患者さんの中で特定健診を集団健診で受けた場合、市役所のほうから保健指導について電話がかかってくるのだそうですね。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) そうです、はい。

(池上委員) 相談を受けるようにということですかね。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい。

(池上委員) だけど、指導を受けた人が実質的に50人ぐらいしかいないわけですよ、電話をして。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい。

(池上委員) その人が言うには、かかりつけ医がいるのに、一々そんなことは電話されると迷惑だという声もあるのですよ。だから、個別に電話して実際に、じゃ、指導を受けようという人の人数がすごく多いのだったら、それもいいのですけれども、50人のために有所見者に一々電話するというのは時間的にもすごく無駄じゃないかという点もあるし、それが必ずしも喜ばれていないという事実があるので、その辺の取扱いについてちょっとご検討いただければと思います。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) そうですね、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、一応その集団健診のときのそういうご指摘もあって、アプローチを実は少し工夫をした部分がございます、集団健診にいらっしゃったときに、電話じゃなくて直接お声がけをするのですね。というのが、たいていの方は、特定健診を受けて保健指導の対象になっている方というのは、もう何年か続けてという方が多くございます。なので、前年度のときにもう既に対象になっている方が今年も健診を受けた後の結果というのは恐らく変わらないという前提で、その集団健診を受けにいらっしゃった方に、昨年こうだったので、今年は保健指導をぜひ受けてくださいというファーストアプローチをその場ですると。そのときに、もしかしたら、もしちょっとご連絡取れないときには、また電話するかもしれませんがという、一応ご承知おきを願いました上でという形で、それでもやっぱり嫌がられる方はいらっしゃいますけれども、そこは日々工夫してまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

(池上委員) よろしく願いいたします。

(大久保会長) ほかの皆様は、先ほどの(2)の議題のものでも。

小清水委員。

(小清水委員) すみません、保険料のことなのですけれども、4年度から5年度で所得割は減っていますけれども、均等割と平等割は少し増えているわけですね。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい。

(小清水委員) ということは、所得の少ない人に対しては負担が大きくなるという単純な考えなのですけれども、これはどうしてこんな所得割を減らして、ほかのものを増やすというような形になったのでしょうか。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) そちらにお答えします。

というのは、保険料の毎年の算定というところでございます。こちらが、毎年保険料の額の算定というのは、全体の中で支出がまず決まります。そちらにつきまして、それを賄う歳入につきまして、国、県の交付金ですとか、一般会計からの繰入金、法定内、法定外含めて、そう

いう歳入で見込まれるものを差し引いた残りの金額を保険料で賄うべき金額というものが出てきます。

それが、実際には今年の4月1日時点の被保険者の方の前年の収入とかそういうもので保険料の額というのを計算するわけなのです。それを計算する際に、やはり被保険者の方の人数が減っているということがあります。あとは、条例上で、応能応益割、いわゆる応能割というのが所得割のことです。応益割というのが、均等割、平等割、1人でご負担いただくもの、世帯当たりでお支払いいただくもの、これの割合を逗子市の場合では、逗子市を含めて多くの自治体では55対45ということで、割り振っています。その割合、納めるべきものをその55対45の高い被保険者の方の所得の状況に応じて割り返していくと、どうしても所得のほうがやはり割合としては5%ほどですけれども、多い状況になるので、決して負担がどんどん増えているというよりは、もともと割り返したときに55の割合の方たちの負担というのが多いと。それが、均等割、平等割の金額も、こっちがちょっと下がる代わりにこっちが上がるという形になるので、実際の世帯当たりでお支払いいただく金額というのは、やはりどうしても55の所得割が多い方が、全体の金額としては多い。

(小清水委員) それは分かるのですがけれども、単純に、要するに所得の少ない人が単純に増えちゃうというような見方を当然されますよね、一般的に。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) そうですね、ええ。

(小清水委員) ですから、そこを突っ込まれると窓口が困るなというか。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) そうですね。

実際、保険料の金額を賄うためには、その割合を崩してしまうと条例違反になってしまうところもございまして。

(小清水委員) 実際、割合は変わっていないのですよね、55対30対15というのは。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) 変わっていないです、はい。

(小清水委員) その所得割に対する分がちょっと減って、ほかの分がちょっと増えているという、そういう計算になっちゃうのですね。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) そうですね、ええ。

(小清水委員) 55対でやっていくと、こういうふうになっちゃう。

(廣末福祉部次長兼国保健康課長) はい。

(大久保会長) よろしいでしょうか。ほかの方からいかがですか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ご質疑がなければ、以上で本日の議題は全て終了となります。

これにて閉会とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。